

(別紙)

令和2年度宮城県公立高等学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された受験者への対応

宮城県公立高等学校入学者選抜に出願した者のうち、新型コロナウイルス感染症への感染者、又は感染者との濃厚接触歴がありかつ発熱等の症状がある者(以下「感染者等」という。)に対する受験上の配慮として、以下のとおり取り扱うこととする。

- 1 感染者等の受験機会の確保のため、次のとおり対応する。
 - (1) 第一次対応 3月10日(火)に追試験を実施する。
 - (2) 第二次対応 3月23日(月)に第二次募集に合わせて学力検査等を実施する。
 - (3) 第三次対応 調査書等をもとにした総合的な審査により選抜する。
- 2 具体的な取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 第一次募集における対応
 - イ 感染が確認された又は感染者との濃厚な接触があり発熱などの症状がある場合、感染者等は追試験受験の手続きを行うこと。
 - ロ 3月4日(水)・5日(木)に実施する学力検査、及び面接・作文・実技(以下「学力検査等」という。)は受験できない。
 - ハ 3月9日(月)までに新型コロナウイルス感染症の病原体を保有していないことが確認された場合は、3月10日(火)実施の追試験を受験する。
 - ニ 3月9日(月)を過ぎても新型コロナウイルス感染症へ感染が続いている又は発熱等の症状が続いている場合には、追試験は受験できない。
 - ホ 追試験の受験が認められなかった出願者が、3月22日(日)までに新型コロナウイルス感染症の病原体を保有していないことが確認された場合は、3月23日(月)に実施する第二次募集に合わせて行う学力検査等を受験する。
 - ヘ 3月22日(日)を過ぎても新型コロナウイルス感染症へ感染が続いている場合又は発熱等の症状が続いている場合には、第二次募集に合わせて行う学力検査等は受験できない。この場合は、調査書等をもとにした総合的な審査により選抜する。
 - (2) 第二次募集における対応
 - イ 3月22日(日)までに新型コロナウイルス感染症の病原体を保有していないことが確認された場合は、3月23日(月)実施の第二次募集を受験する。
 - ロ 3月22日(日)を過ぎても新型コロナウイルス感染症へ感染が続いている場合又は発熱等の症状が続いている場合には、第二次募集を受験できない。この場合は、調査書等をもとにした総合的な審査により選抜する。
- 3 その他
 - (1) 上記2の取扱いに係る申請手続き等については、別に定める。
 - (2) 3月23日(月)に第二次募集に合わせて行う学力検査等は、第二次募集を実施しない高等学校であっても上記2(1)ホに該当する受験者がいる場合には、実施するものとする。
 - (3) 第一次募集学力検査日に発熱等の症状がある場合には、追試験を受験することとする。
 - (4) 感染者との濃厚接触歴がありながら症状がない者については、第一次募集学力検査を受験するが、感染防止の観点から、別室での受験とするなど、他の受験者との接触を避けるよう配慮する。
 - (5) 新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、これによりがたい事態が発生した場合は、別に定める。